情報資料部門（平成24年5月24日承認）

東日本大震災アーカイブ特別委員会規則

平成24年７月27日 制 定

（目的）

第１条 土木学会委員会規程第２条第２項第３号の規定により設置する東日本大震災アーカイブ特別委員会（以下「委員会」という。）は、土木学会会員はもとより関係学協会あるいは関心の深い研究者・実務者の方々へのより効果的な情報共有を推進し、今後の復興、将来の災害対策への活用を通じて社会に貢献することを目指すため、また記録を伝承し風化させないために、情報資料部門が開設した「東日本大震災アーカイブサイト」（以下「アーカイブサイト」という。）の基本的な機能に、GIS機能や映像配信機能を付加するための情報システムや、全学会員・関係学協会員・研究者・実務者などから収集した学術情報の適切な公開手法に関する研究を行うことを目的とする。

（事業）

第２条 委員会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 文献、写真、映像、図面を表示するGIS機能についての研究

(2) 映像配信に関する研究

(3) 上記研究成果を実現するアーカイブサイトの付加機能構築および公開手法の確立

(4) 全学会員・関係学協会員・研究者・実務者などからの東日本大震災に関する学術情報の積極的な収集・管理・公開

(5) その他目的達成のために必要な事業

（存続期間）

第３条 委員会の存続期間は、理事会承認後、１年間とする。ただし、理事会の承認により延長することができる。

（構成）

第４条 委員会は、委員長、副委員長、幹事長、委員20名程度および幹事若干名から構成される。

２ 委員会は、事業を遂行するため、委員長、幹事長、幹事による幹事会を設置する。また特定の課題に対して調査、研究、その他必要な活動を行う小委員会を設ける。小委員会の設置は、土木学会委員会規程第６条（小委員会等）による。小委員会の委員長は委員会の委員となる。

（委員長・委員等の選出方法と任期）

第５条 委員長・委員等の選出方法と任期は、次のとおりとする。

(1) 委員長

1) 委員会委員の互選により候補者を選出し、理事会の承認を得て、土木学会長が委嘱する。

2) 任期は委員会の存続期間とし、存続期間が延長された場合には留任を妨げない。

(2) 委員等

1) 副委員長、幹事長、委員および幹事の選出は、委員長の推薦により土木学会長が委嘱する。

2) 任期は委員会の存続期間とし、存続期間が延長された場合には留任を妨げない。

（運営）

第６条 委員会の運営は、次のとおりとする。

(1) 委員会

1) 委員長が必要に応じて招集し開催する。

2) 委員会では事業の遂行に必要な審議、各小委員会の活動等の報告を行うほか、委員会事業の計画、立案、外部資金獲得のための調整、｢事業計画および予算｣の作成、｢事業報告書｣の作成、活動状況、活動成果の公開を行う。

(2) 小委員会

1) 小委員会の委員長が必要に応じて招集し開催する。

2) 小委員会は、特定の課題に対する調査、研究を行う。必要に応じて、分科会を設置することができる。

（事務局）

第７条　委員会の担当事務局は、図書館・情報室とする。

（規則の変更）

第８条 この規則の変更は、理事会の承認により行う。

附則（平成24年7月27日 理事会議決） この規則は、平成24年7月27日から施行する。

【根拠規定】

委員会規程

（目的）

第１条 この規程は、土木学会細則第33 条に基づき、会務執行のために設置する委員会および 臨時の目的のために設置する特別委員会の基準について定める。

（設置または廃止）

第２条 委員会（特別委員会を含む。）の設置または廃止は、理事会で決定する。

２ 特別委員会は、以下の３種類とする。

(1) 会長提言特別委員会は、会長または次期会長の提唱によるもの。

(2) 理事会提唱特別委員会は、理事会が直接対応すべき活動として特に理事会が決定したもの。

(3) 戦略的受託特別委員会は、分野横断的な課題、新領域にかかる課題または緊急の課題等に

ついて受託、補助金等により研究を行うもの。

３ 特別委員会の活動期間は１年を原則とする。ただし、理事会の承認により、通算３年を上限

とし、一括して活動期間を延長することができる。

４ 委員会、特別委員会の区分は、理事会で決定する。